

報告にあたってのQ & A

1 全体的事項

	質問	回答
Q 1	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法）と、「福島県化学物質適正管理指針」との関係はどうなっていますか。	両方とも、事業者による化学物質の自主的な管理促進を目的としていますが、P R T R法については、届出対象となる事業者の要件（従業員数や業種等）を設定していますが、指針においてはこのような要件を設定していません。 また、1つの化学物質の取扱う量の合計が年間100kg以上取扱う工場又は事業場は、すべてこの指針の適用を受けます。 なお、指針と対象となる化学物質は、P R T R法対象の第一種指定化学物質（515）のほか、県独自で定める化学物質（104）を加えた計619物質が対象です。
Q 2	県から化学物質の使用量等の報告要請が届きました。報告するのは年間取扱量100kg以上の化学物質だけでいいですか。	年間取扱量100kg以上の対象化学物質のみで結構です。ただし、既に100kg未満の対象化学物質も同様の様式にまとめている場合は、そのまま報告いただいても差し支えありません。
Q 3	令和5年4月1日から施行されたP R T R法改正令により、第一種指定化学物質が現行の462物質から515物質に見直されていますが、指針の報告ではどうするのですか。 また、令和5年4月1日から施行された改正県指針により、県指針の管理化学物質が87物質から104物質に見直されていますが、指針の報告はどうするのですか。	令和5年度に、令和4年度（R4.4.1～R5.3.31）に把握した量の報告を行う場合は、改正 <u>前</u> の物質（P R T R462物質+県指針87物質）で報告してください。 令和6年度に、令和5年度（R5.4.1～R6.3.31）に把握した量の報告を行う場合は、改正 <u>後</u> の物質（P R T R515物質+県指針104物質）で報告してください。
Q 4	どうしてもわからなくて、記載できない項目がある場合は、ど	対象化学物質使用量等報告書（様式2）における使用量、製造量、保管量及び排出量につ

	うしたらよいですか。	いては、関係帳簿類を取りまとめるなどして記載をお願いします。使用量については、年間購入量としても差し支えありません。また、排出量については、算出が可能である場合に限り記入してください。具体的な算出方法等については、「P R T R 排出量等算出マニュアル」等を参考にしてください。
Q 5	報告する内容に企業秘密に該当する内容がありますが、必ず報告しなければならないですか。	報告いただいた内容は、情報公開の請求がなされた場合には、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づき、公開するかどうか判断されることとなります。この条例では、企業秘密に該当すると判断される場合などについては、非公開となることから、公開されると支障がある内容がある場合には、その内容と理由を別紙（様式自由）に記載の上、化学物質使用量総括表（様式第2号）とともに提出をお願いします。

2 技術的事項

	質問	回答
Q 1	希硫酸を使用していますが、どのように記載すればよいですか。	管理化学物質の名称の欄に「硫酸」と記載し、使用量については希硫酸の濃度に使用量をかけて算出した値を記載してください。濃度がわからない場合は、購入先へ問い合わせるか、どうしてもわからない場合は、余白に「濃度不明」などと記載して、使用量の欄に使用量の重量を記載してください。
Q 2	35%の塩酸又は塩化水素ガスを使用していますが、どのように記載すればよいですか。	塩酸、塩化水素ガスとも「塩化水素」としての質量を記入ください。塩酸と塩化水素ガスを併用している場合は、それぞれ塩化水素としての量を合算してください。
Q 3	SDS(MSDS)に記載されている含有率に20～40%と幅がある場合は、どのように算出すればよいですか。	販売業者、購入元等へ問い合わせるなどして、平均値など実態に合った含有率により算出してください。

Q 4	使用しているはんだに鉛、スズなどが混入していますが、どのように記載すればよいですか。	それぞれの混合割合から算出した値を使用量に記載してください。 <例> 鉛 80%、スズ 20%のはんだを 1,000kg 使用している場合 鉛 $1,000\text{kg} \times 0.8 = 800\text{kg}$ スズ $1,000\text{kg} \times 0.2 = 200\text{kg}$
Q 5	使用した物質(金属)が含まれた汚泥を処理していますが、排出量・移動量はどのように記載すればよいですか。	分析結果等を基に、汚泥中の金属の重量を算出してください。
Q 6	P R T R 法の年間取扱量や排出量等を把握する際に対象となる製品(取扱原材料、資材等)の要件は、対象化学物質(第一種指定化学物質)を一定割合以上(1質量%以上。ただし、特定第一種のみ 0.1質量%以上)含有する製品ですが、指針ではどうですか。	指針では含有率を定めていません。したがって、可能な範囲で含有率を把握し、記録してください。
Q 7	塩ビ製のトレーを使用していますが、回答しなければならぬですか。	トレーはポリ塩化ビニルであり、対象物質である塩化ビニルにあたらないので、記載は不要です。
Q 8	保管している PCB の記載方法はどうすればよいですか。また、トランスの個数はわかりませんが、入っている PCB の量はよくわかりません。	廃 PCB の保管については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)」に基づき届け出なければならないことから、当該指針に基づく報告は不要です。
Q 9	滅菌剤として次亜塩素酸ナトリウムを使用していますが、記載は必要ですか。	令和 5 年 4 月 1 日から施行された改正県指針により、次亜塩素酸ナトリウム(物質番号 34)が新たに管理化学物質となったため、記載してください。
Q10	〇〇化合物、〇〇類といった化学物質は、一括して記載するのですか、化学物質ごとに記載するのですか。	一括して記載してください。
Q11	一度使用した化学物質を回収	再使用した量は使用量に含めないでくださ

	して再使用していますが、使用量の欄に再度記載するのですか。	い。
Q12	中和槽で水酸化ナトリウムを使用しています。これも使用量に含める必要がありますか。	使用量に計上してください。また、全量が中和処理に使われていれば、移動量は0 kg となります。